

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成30年5月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○及川 武様（花月町 202・203回）	10,000円	○北見地方腎友会様（緑ヶ丘）	118,000円
○北進西町町内麻雀同好会様（北進町）	6,000円		

<故人が生前お世話になったため>

○幸内 邦雄様（留辺蘂町）	30,000円	○松下 一巳様（端野町）	30,000円
○西坂 健一様（留辺蘂町）	50,000円	○高橋 テルエ様（留辺蘂町）	20,000円
○木村 和子様（留辺蘂町）	30,000円	○谷口 正敏様（旭川市）	21,400円

<各種祝い返しにかえて>

※松浦 英明様（端野町）